

本会議のあらまし

令和2年館林市議会第1回定例会は、3月6日から24日までの19日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案等は、追加議案を含め16件で、審議の結果、副市長の選任については不同意、その他の議案については、原案のとおり可決されました。その他、請願2件の審議が行われました。

人事案件

▽副市長の選任について

副市長の小山定男さん（大島町）の任期が、本年3月31日をもって満了となることから、後任に小林滋由さん（邑楽郡邑楽町）を任命したいとして、地方自治法の規定により、議会の同意を求められたもので、賛成少数により不同意となりました。



条例の改正

▽館林市一般職の任期付職

員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例Ⅱ地方公共団体における一般職の任期付職員に係る給与の取り扱いが、国において改正されたことに伴い、任期付職員の給与の取り扱いについて、常勤職員に適用される基準に準じて取り扱うもので、任期付職員及び任期付短時間職員の給与決定について、任期の定めのない常勤職員に適用される本市職員の給与に関する条例の規定を適用できるように、読み替えの規定を設けるため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市附属機関設置条例の一部を改正する条例Ⅱまち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略の効果検証を行うため、新たに館林市まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会を設置するに当たり、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

Ⅱ国民健康保険税の減免に係る事務処理の県内標準化を図る必要があるため、国民健康保険税の減免の対象者に刑事施設等に収容された被保険者の属する世帯の納税義務者を加えるとともに、所要の改正をするため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市印鑑条例の一部を改正する条例Ⅱ

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、印鑑登録

正されたことに伴い、成年被後見人に係る欠格条項の適正化を図るため、印鑑の登録資格に関して、「成年被後見人」は一律に印鑑の登録を受けることができないうとする規定を「意思能力を有しない者」にする規定に変更するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

その他の議案

▽館林地区消防組合規約の変更に関する協議について

Ⅱ館林市広域防災拠点の整備に併せ、館林地区消防組合消防本部・館林消防署の移転新築に伴い、同組合の



消防本部・館林消防署新庁舎

事務所の位置を「館林市美園町7番3号」から「館林市上赤生田町4050番地の1」に改めるため、組合規約の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

補正予算

▽令和元年度館林市一般会計補正予算（第6号）Ⅱ

12億6530万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ286億4543万8000円とするもので、全員一致で可決されました。

▽令和元年度館林市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）Ⅱ

11585万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億2677万3000円とするもので、全員一致で可決されました。

▽令和元年度館林市下水道事業特別会計補正予算（第3号）Ⅱ

4886万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億4925万2000円とする